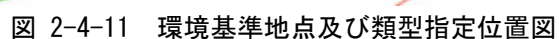


(1) 環境基準

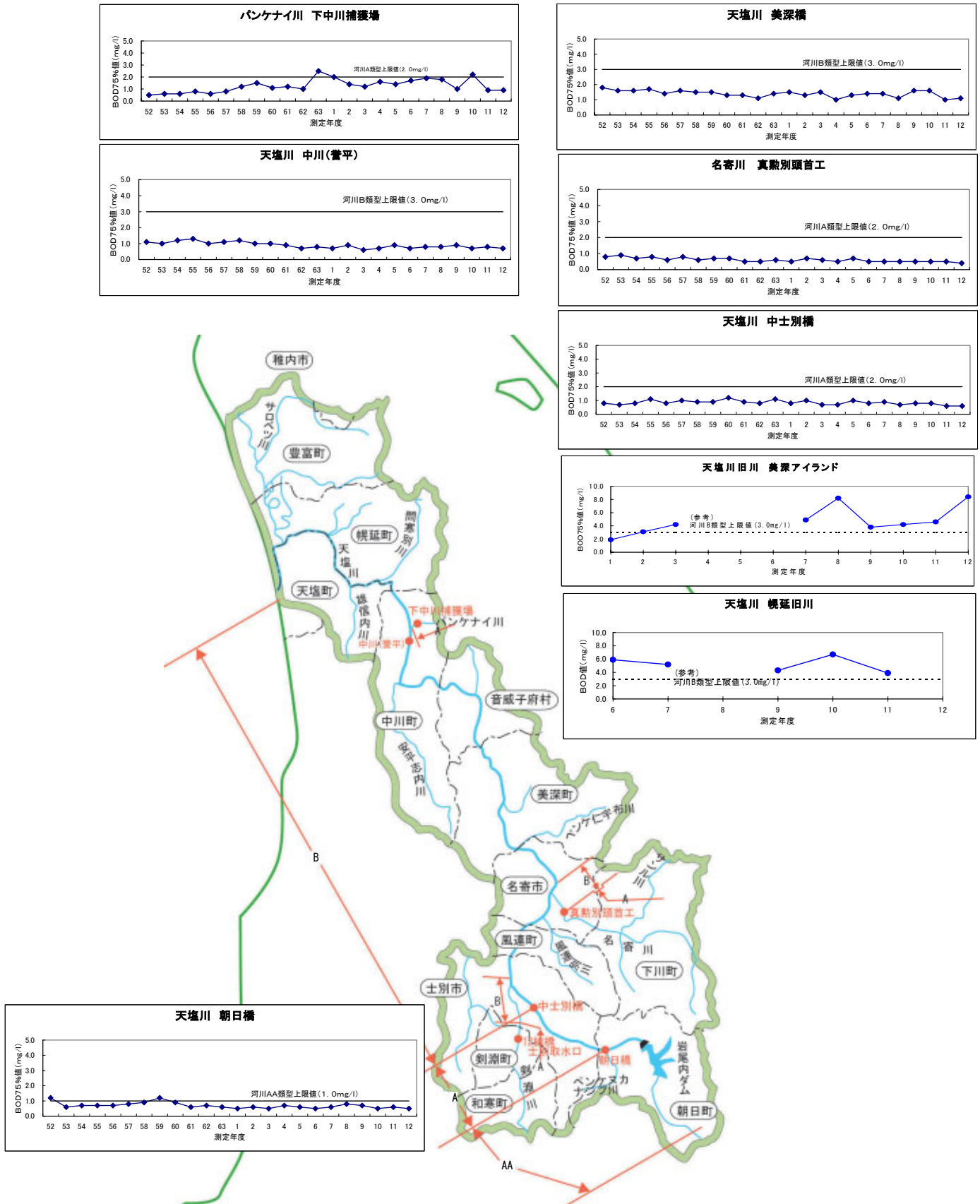
- 表 2-4-2 環境基準類型指定状況（昭和 47 年 4 月 1 日 北海道告示）

ロ：類型指定後5年以内で可及的、速やかに達成すること。



(2) 主要地点の現状

- 環境基準地点においては、概ね環境基準値を満足している。
- 旧川の水質については、河川の環境基準値のB類型を満足していない状況となっている。

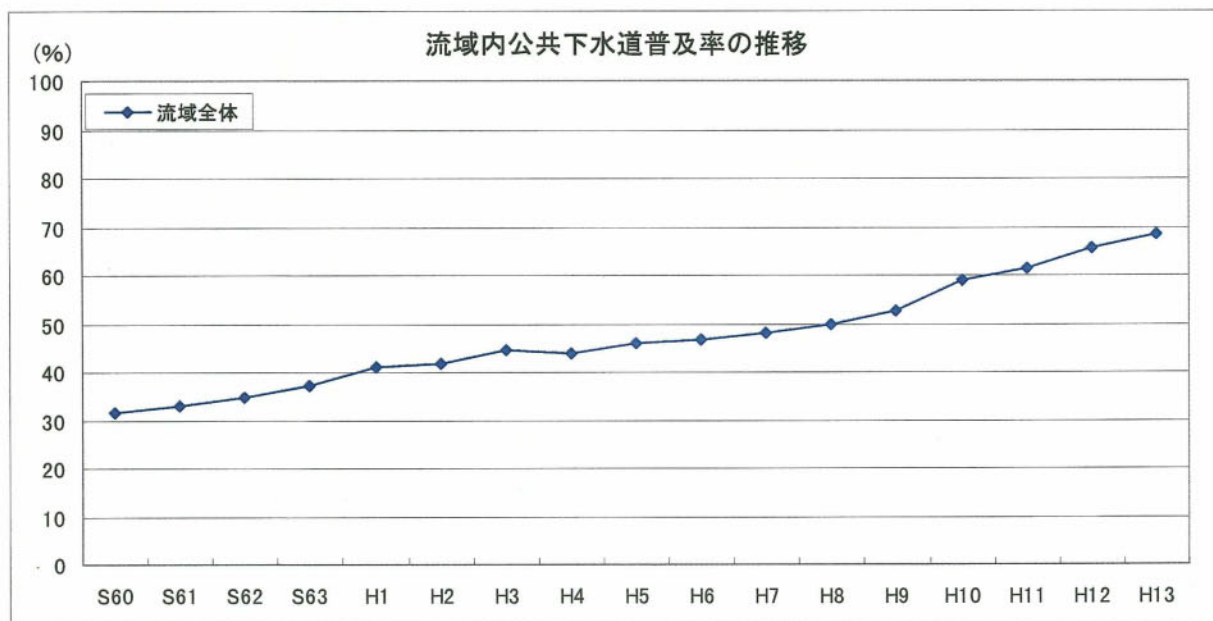


(3) 水質改善のための取り組み

1) 下水道

家庭や工場から排出される汚水を処理場で十分に浄化したのち放流することにより、河川や海等の水質の保全が図られる。

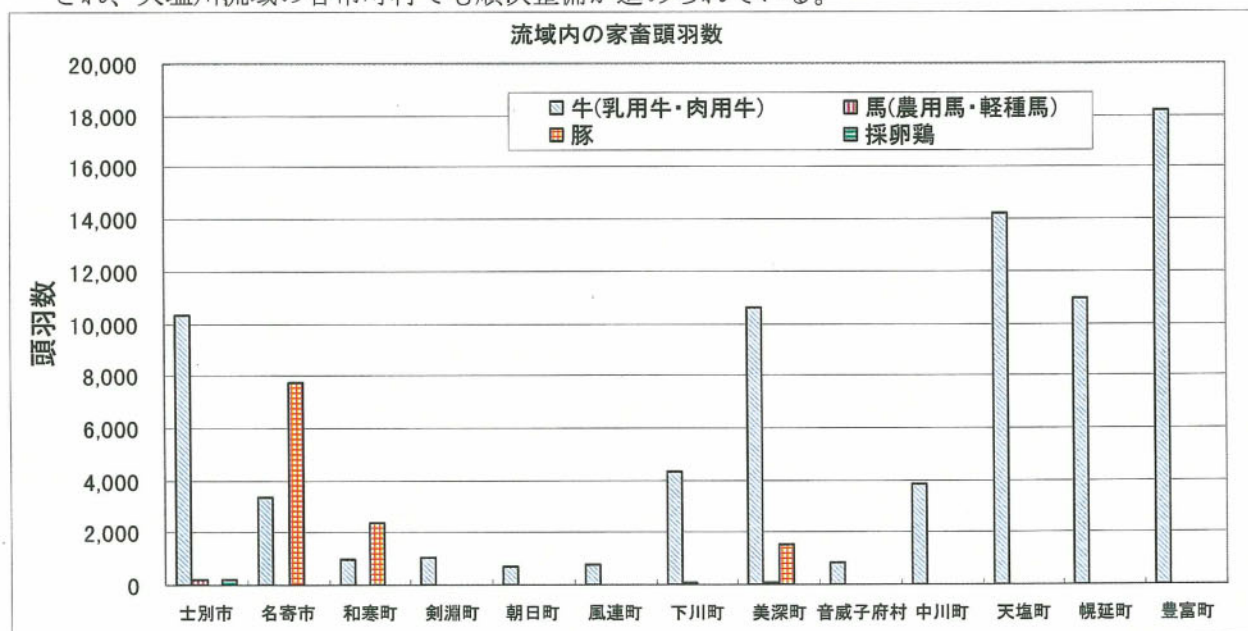
天塩川流域市町村(稚内市を除く)の公共下水道普及率は、以下のようにになっている。



出典：北海道の下水道より作成

2) 家畜排せつ物処理施設

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が平成 11 年 11 月 1 日に施行され、天塩川流域の各市町村でも順次整備が進められている。



出典：平成 13 年 北海道市町村勢要覧より作成 (H13 年度)

3) 水質に関する法的規制

水質の維持のために以下のような排水基準が定められている。

排水基準

排水基準は、特定施設(有害物質等を排出し、かつ政令で指定されている工場・事業所)から、公共用水域に排出される排出水の汚染状態に対して、全国一律の排出基準が定められている。

a) 有害物質に係る基準

有害物質の種類	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機リン化合物 〔パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る〕	鉛及びその化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物
許容限度	0.1mg/1	1mg/1	1mg/1	0.1mg/1	0.5mg/1	0.1mg/1
有害物質の種類	水銀及びアルチル水銀その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
許容限度	0.005mg/1	検出されないこと	0.003mg/1	0.3mg/1	0.1mg/1	0.2mg/1
有害物質の種類	四塩化炭素	1・2-ジクロロエタン	1・1-ジクロロエチレン	シス-1・2 ジクロロエチレン	1・1・1-トリクロロエタン	1・1・2-トリクロロエタン
許容限度	0.02mg/1	0.04mg/1	0.2mg/1	0.4mg/1	3mg/1	0.06mg/1
有害物質の種類	1・3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及びその化合物
許容限度	0.02mg/1	0.06mg/1	0.03mg/1	0.2mg/1	0.1mg/1	0.1mg/1
備考						
1. 「検出されないこと」とは、環境庁官が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。						
2. 砒素及びその化合物についての排出基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の1部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際限にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。						

b) 生活環境項目に係る基準

項目	pH		BOD	COD	SS	大腸菌群数	窒素含有量	燐含有量	
許容限度	海域以外の公共用水域	海域	160mg/1 (日間平均)	160mg/1 (日間平均)	200mg/1 (日間平均)	日間平均	120mg/1 (日間平均)	16mg/1 (日間平均 8)	
	5.8～8.6	5.0～9.0	120mg/1)	120mg/1)	150mg/1)	3,000 個/cm³	60)		
項目	油分(n-ヘキサン抽出物質)		フェノール類	銅	亜鉛	鉄 (溶解性)	マンガン (溶解性)	クロム	フッ素
	鉱油類	動植物油脂類							
許容限度	5mg/1	30mg/1	5mg/ 1	3mg/ 1	5mg/ 1	10mg/ 1	10mg/ 1	2mg/ 1	15mg/ 1
備考									
1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。									
2. この表に掲げる排出基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。									
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排出基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。									
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排出基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際限にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。									
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。									
6. 窒素含有量についての排出基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオンが含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを越えるものを含む。以下も同じ)として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。									
7. 燐含有量についての排出基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。									

出典：一級河川の水質

上乗せ排水基準

排水基準は全公共用水域に一律に適用されるが、水質汚濁防止上不十分と認められる水域については都道府県条例でよりきびしい基準を設けることができる。これがいわゆる上乗せ排水基準といわれており、道内でも天塩川水系をはじめ河川に設定されている。

北海道が条例で定める排水基準（上乗せ排水基準）

1 有害物質に係る排水基準

適用区域 (設定年)	対象業種	カドミウム (mg/l)	シアン (mg/l)	有機リン (mg/l)	六価クロム (mg/l)	砒素 (mg/l)	総水銀 (mg/l)	適用期間等
		許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	
(47) 天塩川水域	非鉄金属鉱業	0.04	0.4					

2 生活環境項目に係る排水基準（一般項目）

(設定年) 適用区域	対象業種	BOD (mg/l)		SS (mg/l)		適用期間等
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均	
(47) 天塩川水域	肉製品製造業	80	60	70	50	
	乳製品製造業 (1,000m ³ 以上)	80	60	70	50	
	パルプ製造業			120	100	
	と畜業			70	50	
	し尿処理施設 (し尿浄化槽以外のもの)	40	30	90	70	
	し尿浄化槽 (S46.9.23以前に設置されたもの)	120	90			
	し尿浄化槽 (S46.9.24からS47.9.30までの間に設置されたもの)	80	60			
	し尿浄化槽 (S47.10.1以後に設置されたもの)	40	30	90	70	
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの)		20		70	
	下水道終末処理施設 (高速散水ろ床法又はモディファイド・エアレーション法等によるもの)		60		120	

出典：北海道庁ホームページより作成

2-4-5 流域連携

- 流域市町村、関係機関が一体となって天塩川を軸とした地域づくりを推進していくことが求められている。
- 関係機関が連携し、情報交換を行いながら、天塩川の治水、利水、環境に関わる施策を総合的に推進していく必要がある。

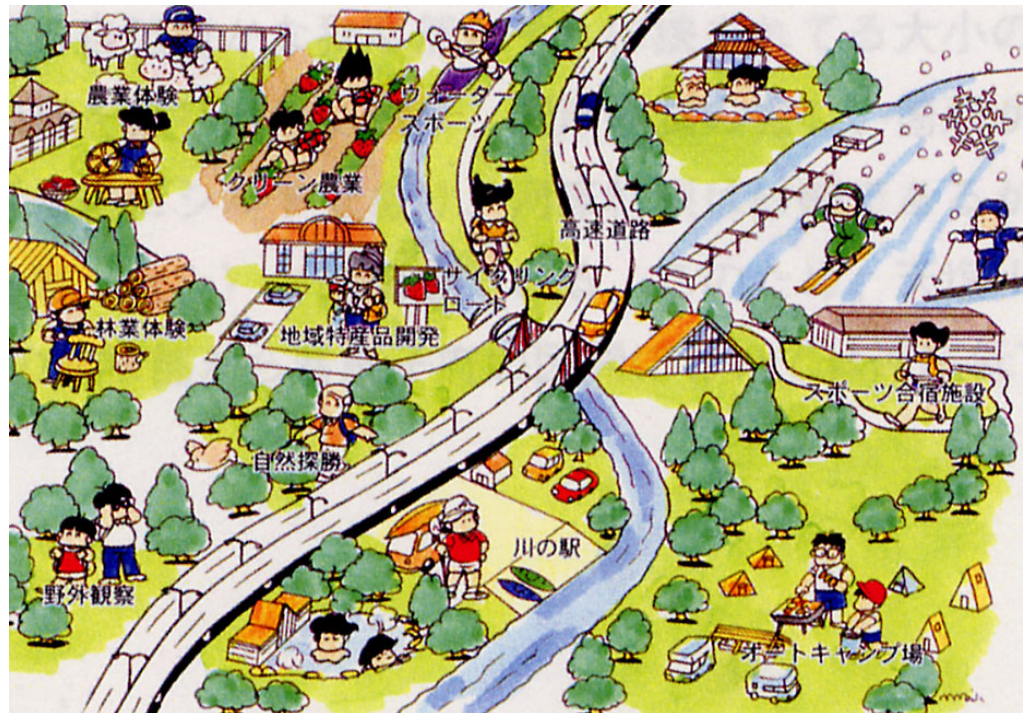


図 2-4-13 天塩川流域交流ふれあいランド整備プロジェクトイメージ図



河川清掃活動



河川清掃活動



子供たちによる水生生物調査

2-4-6 環境における課題

項 目	課 題
動植物の生息・生育環境等	・魚類の生息環境に適した瀬や淵、サケやサクラマス産卵床の保全が必要である。 ・下流部の汽水域に生息するシジミなど、生物の多様な生息・生育環境を保全することが必要である。 ・上流域で産卵するサケ等の回遊性魚類を始めとする水生生物の遡上に配慮し、頭首工等に魚道の設置等の対策を行う必要がある。 ・河道内には良好な自然環境を有する河畔林が連続的に存在し、治水上の支障を見極めつつ可能な限りその保全を図ることが必要である。 ・流水の連続性を確保する必要がある。
水辺の特殊な自然環境	・テッシの保全とテッシ周辺部の多様な生態系に配慮した川づくりを考える必要がある。 ・旧川の環境保全や復元が求められている。
景観、親水性	・住民から天塩川の良好な河川環境に調和した親水空間の整備が望まれている。 ・豊かな自然景観を保全することが望まれている。 ・カヌーなどウォータースポーツに適した環境が望まれている。
水質	・天塩川の生態系の保全や良好な水環境の維持のために、水質を保全・改善することが求められている。
流域連携	・流域市町村、関係機関が一体となって、天塩川を軸とした地域づくりを推進していくことが求められている。